

(4) 遠因……会社ニ於テハ區劃整理ニ伴ヒ田町工場ヲ
移轉スルコトニ決定既ニ復興局ヨリ移轉料トシテ
九五、〇五四円及移轉其他事業開始迄ノ職工一五〇
名ノ休業中ノ賃銀トシテ七、一三七円ノ交附ヲ受ケ
タルモノナルが會社ハ適當ナル移轉先ナキヲ理由
トシテ工場ヲ閉鎖スヘキコトヲ聲明シ職工一四八
名ニ對シテハ別記(一)ノ如キ手当支給規則ヲ急造シ
テ計一、三二五円六五式ヲ全員ニ支給解雇ヲ申渡
シタリ

(4) 近因……解雇職工中六一名ハ右解雇ヲ承認直チニ
退場セルモ其他ハ所屬團體タル日本機電労働組合
本部ニ集合幹部ト共ニ協議ノ結果翌二十五日第二

及大森ノ各姉妹工場ト共ニ一斉別記(二)ノ要求書ヲ
提出尔来労働資面ニ於テ屢ニ交渉ヲ重ネタルが會社
ニ於テハ組合ヲ抑制スル方針ノ下ニ強硬ナル態度
ヲ持シタル爲メ組合ニ於テハ総聯合指導ノ下ニ本
月八日午前八時ヲ期シ前記ニ工場ニ中央硝子工場ヲ
加ヘ総罷業ヲ行シ以テ會社ハ及省ヲ促スニ至レ
リ

六 要求事項

大同電氣各工場 要求事項 別記(二)
中央硝子工場 要求事項 別記(三)

七 経過

労働者側